

資 料

西東京市子ども福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	選 出 区 分
猪原 英彦 いはら ひでひこ	人権擁護委員
梅村 淨 うめむら きよら	西東京市医師会代表
栗原 博 くりはら ひろし	東京都小平児童相談所
小林 幸枝 こばやし ゆきえ	西東京市私立保育園長代表
齋藤 喜親 さいとう のぶちか	西東京市医師会代表
齊藤 瞳 さいとう むつみ	西東京市社会福祉協議会代表
濱野 雅章 はまの まさあき	西東京市私立幼稚園長代表
古川 祐子 ふるかわ ゆうこ	西東京市主任児童委員
松島 郁子 まつしま いくこ	東京都多摩小平保健所
森崎 正和 もりさき まさかず	東京都立田無特別支援学校
森田 明美 もりた あけみ	大学教授
諸岡 浩 もろおか ひろし	西東京市立小学校長代表

専門委員（子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画の後期見直しについて）

永澤 瑞穂 ながさわ みづほ	公募市民
林 賴子 はやし よりこ	公募市民

計画見直しの経過

(1) 子ども福祉審議会及び作業部会における審議・検討の経過

	回	日時	主な内容
審議会	第3回	20年11月19日	後期計画の策定について(諮問)、今後の進め方、市民委員の公募について
審議会	第4回	21年2月16日	計画期間の見直し、見直しの視点、見直しの作業について
審議会	第1回	21年5月18日	ニーズ調査の概要、計画進捗状況調査の実施について
作業部会	第1回	21年5月18日	今後の作業部会の進め方について
審議会	第2回	21年6月25日	目標事業量と事業進捗状況調査について
作業部会	第2回	21年8月3日	庁内ヒアリング
作業部会	第3回	21年8月7日	庁内ヒアリング
作業部会	第4回	21年8月10日	庁内ヒアリング
審議会	第3回	21年8月28日	庁内ヒアリング結果について
作業部会	第5回	21年10月23日	子どもの権利に関する条例策定委員会委員ヒアリング
審議会	第4回	22年1月14日	後期計画案について
市民説明会		22年2月7日	後期計画案に関する市民説明会(午前・午後)
審議会	第5回	22年2月25日	パブリックコメントへの回答について・計画案の確定について

(2) 作業部会による、子育て支援施設利用者アンケート及び子どもアンケート 実施状況

	回	日時	主な内容
作業部会	第6回	21年10月23日	子育て支援施設利用者ヒアリング・アンケート(のどか・ピッコロ) 10/26～11/5 子育て支援施設利用者アンケート
作業部会	第7回	21年11月18日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第8回	21年11月21日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第9回	21年11月22日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場)
作業部会	第10回	21年11月23日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第11回	21年11月25日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第12回	21年11月27日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第13回	21年11月29日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場など)
作業部会	第14回	21年12月1日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場など)
作業部会	第15回	21年12月2日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)
作業部会	第16回	21年12月7日	子どもアンケート(児童館など)
作業部会	第17回	21年12月8日	子どもアンケート(児童館など)
作業部会	第18回	21年12月9日	子どもアンケート(児童館など)
作業部会	第19回	21年12月10日	子どもアンケート(児童館)

■用語解説■ (50 音順)

用語	意味
育児学級	ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。
育児休業	乳児、幼児の養育のため、従業員が雇用関係を維持したまま一定期間休業すること。
一時保育	1歳から就学前の子どもを対象に、断続的就労・冠婚葬祭・育児疲れのリフレッシュ等様々な理由で、一時的に家庭で保育ができなくなったときに、昼間、保育園で預かる制度。
インターンシップ	学生による企業での実習。
NPO	Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、地域や社会の問題を解決しようとする団体。1998年に成立したNPO法は、法人格の付与等により、このような団体の活動を促進することを目的としている。
延長保育	通常の保育時間以上に行われる保育のこと。女性の職域拡大や就労形態の多様化によって生じる保育ニーズに対応することを主な目的としている。西東京市のすべての保育園で実施されている。
園庭開放	地域の子どもと園児が一緒に遊べる場として保育園等の園庭を開放すること。
オンブズマン	子どもの権利侵害に関して相談を受け、救済や回復につなげる救済機関。
かかりつけ医	普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。
かかりつけ歯科医	かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。
学童クラブ	放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気で面倒をみてもらえない小学校低学年（1年～4年）までの児童を対象に、遊びを中心とした活動を通して生活指導を行う施設。
家庭教育	家庭で行われる意図的・無意図的な教育のこと。基本的生活習慣の形成やしつけなどを指すこともある。
環境教育	人間と環境との関わりについての学習のこと。

用語	意味
キッズページ	西東京市のホームページにある、子どものためのページ。市のことわかりやすく説明し、市のことによく知ってもらうことを目的としている。掲載内容には、市の紹介、市のあゆみ、市役所の仕事、イベント情報、児童館の紹介、地図で学ぼう、なやみごと相談室、調べ学習リンク集などがある。
キャッチ商法	駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。
休日保育	日曜、祝日に家庭での育児が困難な時や、保護者が働いている場合に保育を行う制度。
子ども総合支援センター	子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行う子どもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市こども施策の拠点となる。
子育ち・子育て	「子育ち」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。
子育てひろば	子ども家庭支援センターや児童館等において、0～3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う。
児童の権利に関する条約（子ども権利条約）	基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。
子ども110番 ピーくんの家	子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となってすすめている。
コミュニティバス	地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に行きている。
里親制度	保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。
児童委員	子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。民生委員が兼ねることとされている。

用語	意味
児童育成手当 【都制度】	<p>○障害手当 知的障害のあるまたは身体に障害のある 20 歳未満の者(身体障害者手帳 1 ~ 2 級程度、愛の手帳 1 ~ 3 度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)を養育する人を対象とした補助制度。</p> <p>○育成手当 ひとり親家庭等の状態にある児童(18 歳に達する年度の末日まで)を扶養している人(父または母が重度の障害を有する場合も含む)を対象とした補助制度。</p>
児童館	児童福祉法にもとづく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的としている。児童の遊びやスポーツ、工作、音楽などの健全育成活動のほか、母親クラブの育成、幼児の親子活動の開催、放課後児童健全育成事業等の活動が行われている。
児童扶養手当 【国制度】	母子家庭などの状態にある児童(18 歳に達する年度の末日まで、ただし、身体障害者手帳 1 ~ 3 級、愛の手帳 1 ~ 3 度程度の障害のある場合は 20 歳未満)を養育している人等を対象とした補助。
就園奨励事業	私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う国の補助事業に連動した事業。
障害児保育	療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。
ショートステイ事業	保護者が病気等で、子どもの面倒をみることができない場合、児童福祉施設等で短期間(7 日間程度)子どもを預かる制度。
消費者教育	消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。
スキップ教室(適応指導教室)	不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習(復習が中心)、自主活動(スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など)を行う。
スクールカウンセラー	いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。
青少年育成会	青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

用語	意味
ソーシャルワーカー	社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。
総合型地域スポーツクラブ	拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。
地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。
地域通貨	市民の手で作り出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。
通級	普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。
通所型保育	保護者の就労等に関わらず、保育園へ通い、他の保育園児と同様に行う保育のこと。「入所型保育」に比べて、保育時間は短い。
出前児童館	主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。
特別児童扶養手当【国制度】	精神または身体に障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3度程度及び知的障害等）を養育している人を対象とした補助。
特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校のこと。平成19年4月の学校教育法の改正により名称変更。
ニート	Not in Employment, Education or Trainingの略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしないことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。
日本語適応教室	日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。
入所型保育	保護者が就労等のため、その子どもを保育することができない場合に、保育園に入園して、保護者に代わって保育園が行う保育のこと。

用語	意味
認証保育所	東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。認証保育所の種類は、A型の駅前基本型（20人～120人定員）とB型の小規模・家庭的保育所（6～29人定員）の2種類ある。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件ができるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにする）こと。
母親学級	はじめて出産を迎える妊娠5～8か月の妊婦を対象とした講習会。内容は、妊娠中の経過と生活、歯の健康、マタニティエクササイズ、栄養のお話、出産・育児について、沐浴実習、マタニティックキング、食事診断によるアドバイスなどがある。
発達障害（児）	人の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）などがある。障害の程度が軽く、一見普通と変わらない子どもたちを「軽度発達障害児」と呼ぶ。 障害がわかりにくいので社会での認知度が低く、わがままや育て方（しつけ）の問題とされてしまうことが少なくない。生活上の問題は決して軽度ではなく、適切な対応・療育・教育が求められる。
ひきこもり	さまざまな要因が重なって、社会参加の場面がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは別けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。厚生労働省ガイドラインでは、「自宅に引きこもって社会参加しない状態」とある。
ピッコロひろば	0～3歳の子どもを中心とした乳幼児と、その親を対象にした西東京市の交流施設。遊具、絵本等が整備されており、その他授乳室、お昼寝室、乳幼児対応型トイレがある。申し込みをすると、施設の一部を子育ての会議などに利用することができる。西東京市には他に「のどかひろば」がある。
ひとり親家庭等医療費助成事業 【都制度】	ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで、ただし、定められた程度の障害がある場合は20歳未満）とその養育者が、医療保険による診療を受けた場合、医療費の一部を助成する。
病児・病後児保育	子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時に子どもを預かる事業。西東京市では、医療機関へ実施運営を委託している。
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

用語	意味
父母教室	父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。
プレイリーダー	プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をする大人のこと。本計画では、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をする大人のことをいう。
放課後子どもプラン	「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)と、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプランのこと。
ホームヘルパー	居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。
東京都母子福祉資金貸付事業【都制度】	都内に6か月以上居住していて、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母等を対象とした貸付制度。修学、技能習得、就職支度、生活資金等の貸付を行う。
民生委員	社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。
メディアリテラシー	メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。
養育家庭・里親制度	保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。
両親学級	初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。半日の平日コースや土曜コースがある。